

Q 8 学校全体で子どもたちを支援するためには、どのように取り組めばよいでしょうか

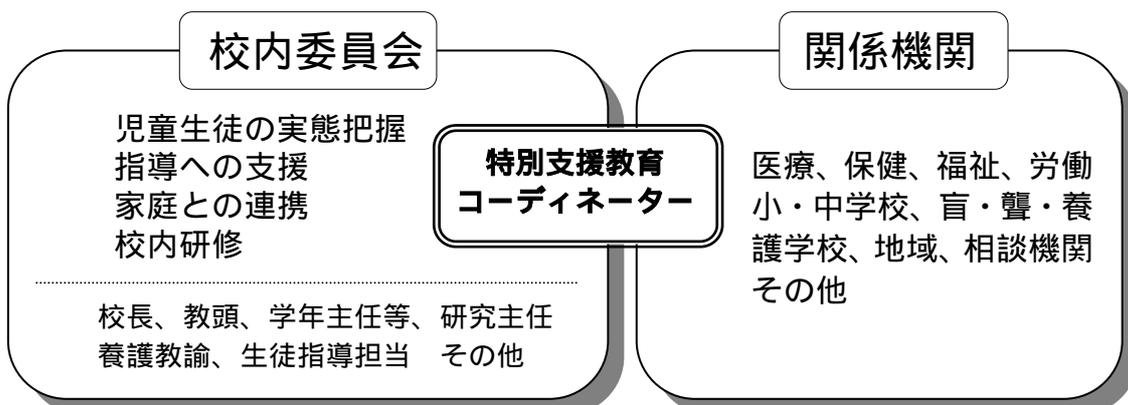
1 校内支援体制と「校内委員会」

LD、ADHD、高機能自閉症など、小・中学校の通常の学級に在籍する配慮を必要とする児童生徒の教育は、これまでは担任となった教師だけに任されてきた側面があります。それだけに教師の力量が強く求められてきました。同じように、小・中学校では、これまでは障害のある子どもは障害児学級で教育するという考えのもとで、取り組みの多くの部分を障害児学級の担任の工夫や努力に負ってきました。

平成15年3月に文部科学省の「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」から「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が出されました。

その中では、現在の障害児学級や通級指導教室は、たとえば、「特別支援教室（仮称）」といった形態で教育や指導を行う事が示されています。新たに対象となるLD、ADHD、高機能自閉症などの児童生徒は、個々のニーズに応じて必要な時間数だけ校内通級の形で「特別支援教室」で指導を受けることが可能になります。こうした児童生徒の、個々のニーズに応じた支援を行うということは、これまでよりもはるかに多くの児童生徒に対して、特別な教育的支援を行うことを示しています。そのため『最終報告』では小・中学校の在り方について多くの提案がなされています。

その一つが小・中学校における全校的な支援体制の確立です。具体的には「校内委員会」を設置して、障害のある児童生徒を直接担当する教師だけでなく、管理職をはじめとするすべての教師が、障害のある児童生徒に対する理解を深め、共通の認識をもって、下図のように学校全体として組織的に対応することが提言されています。



これまでのように、担当教師が子どもたちが示すさまざまな問題や困難を一人で抱え込むのではなく、効果的な指導や対応に向けてその児童生徒の問題や課題を学校全体として共有し全校的な支援体制をとることが、これからの特別支援教育では重要なポイントとなります。

2 校内委員会をどのように組織するのか

特別な支援が必要な子どもたちを学校全体で支援するためには「校内委員会」を設置して、情報や専門的視点の共有、他機関からの支援、効果的な研修などを行うことが必要となります。

「校内委員会」の設置については学校の実情に合わせた様々な形が考えられます。方法としては、

- (1) 校内の既存の委員会をベースにし、その内容や機能、活動を見直して、整理統合して「校内委員会」をつくる。
- (2) 校内の既存の委員会(例えば就学指導委員会など)に「校内委員会」の機能を持たせる。
- (3) 「校内委員会」を新規の委員会としてとらえ、新しくつくる。

などが考えられます。各学校の組織や置かれている状況は様々ですので、それぞれの学校の実情に合わせてつくる必要があります。

「校内委員会」を中心とした校内支援体制は、

校内委員会

特別な支援を必要とする児童生徒の存在に気づき、実態を把握する

児童生徒の指導や対応の工夫を検討し、それを実践して評価する

必要に応じて関係する専門機関との連携を図り、校外からの支援を得る

こうした役割を担うこととなります。

